

答申第 384 号

平成 20 年 9 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求に係る処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 3 月 26 日付けで諮問された市道改良工事計画に係る交渉記録公開の件（諮問第 571 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成19年12月25日に特定の市職員が持参した文書は、公開すべきである。

## 2 不服申立てに至る経緯

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成20年2月1日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定の土地に係る財産管理課と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録（所在 特定の駐車場敷地（特定の市が管理）の一部の土地）（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

(2) 本件請求に対し、知事は、平成20年2月18日付けで、平成19年12月25日及び平成20年1月31日の特定の市職員との打合せ記録（以下「本件行政文書」と総称する。）を本件請求の対象となる文書として特定した上で、全部公開の決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 不服申立人は、全部開示された本件行政文書以外に、以下の4件の文書（以下「本件非公開文書」と総称する。）が存在するはずであるが開示されていないとして、平成20年2月22日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てをした。

ア 平成19年8月17日の特定の市職員との協議内容（以下「8月17日協議文書」という。）

イ 平成19年8月23日に特定の市職員がファクシミリで送信した文書（以下「8月23日ファクシミリ文書」という。）

ウ 平成19年10月4日に特定の市職員がファクシミリで送信した文書（以下「10月4日ファクシミリ文書」という。）

エ 平成19年12月25日に特定の市職員が持参した文書（以下「12月25日持参文書」という。）

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件非公開文書を、不存在又は本件請求の対象ではないとして非公開としているが、これは本件請求に係る行政文書の内容を狭く解釈している。本件請求を行った際には、実施機関の職員に対して、口頭で特定の市職員とのやりとりに係る文書をすべて提出するように伝えたのに、実施機関はそうした経緯を無視して、請求書に記載した文言のみに基づき、本件処分を行ったものであり、実施機関の隠蔽の意図を感じる。
- (2) 8月23日ファクシミリ文書については、別途不服申立人が入手していた見本となる資料を実施機関の職員に示しながら請求したものであるから、不服申立人の請求の意図は十分伝わっているはずなのに、本件処分ではそれを無視している。また、8月23日ファクシミリ文書の内容は、民間事業者から特定の市に対する要望書案であり、県がその記載内容を添削するなど関与したことがうかがわれる。民間事業者と特定の市とのやりとりについては、地元紙に記事となるなど批判されており、県がその内容に関わったことを隠蔽するため開示の対象としなかったと考える。
- (3) 12月25日持参文書については、打合せに必要なものであるから特定の市職員が提出したはずなのに、それを開示しないというのは、実施機関の隠蔽の意図を感じる。
- (4) 8月17日協議文書と10月4日ファクシミリ文書については、他の文書に比べて重視していないので、実施機関が不存在と説明するなら、それはそれで理解する。
- (5) 8月23日ファクシミリ文書と12月25日持参文書については、後日実施機関から交付されたが、これは不服申立人が不服申立てを行ったことからこれ以上隠蔽できないものと観念して提出されただけのものと考えており、不服申立てを取り下げつもりはない。

#### 4 実施機関（総務部財産管理課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

##### (1) 本件請求に係る行政文書の特定について

実施機関は、不服申立人が本件請求を行う際に、職員を立ち合わせ、不

服申立人が求める文書の特定が適切に行われるよう努めた。

しかし、不服申立人からは、用地交渉に係る実施機関の対応についての話が多く、不服申立人が記載した公開請求に係る行政文書の内容の記載について話題にすることができず、その場において、本件請求対象文書の具体的な特定をすることができなかった。

そこで実施機関は、行政文書公開請求書に記載された文言に従って、本件行政文書を特定し、本件処分を行ったものである。

実施機関において、不服申立人が主張するような隠蔽の意図は全くない。

## (2) 本件非公開文書の非公開等理由について

### ア 8月17日協議文書

平成19年8月17日の特定の市との話合い（以下「本件話合い」という。）は、「普通財産の譲渡に関する取扱基準（昭和59年4月1日管第57号総務部長通知）」（以下「本件基準」という。）の条文の解釈等を説明したものであり、日常的に問い合わせを受ける軽易な事項の照会、回答等であったことから、事務の迅速的な処理という観点から口頭で処理を行っており、行政文書は作成していない。

なお、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第6条では、事務処理が軽易なものは、行政文書の作成義務が免除されており、適切な処理であると考えている。

### イ 8月23日ファクシミリ文書

8月23日ファクシミリ文書については、内容が民間事業者から特定の市長への要望書であり、公開請求があった実施機関と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録ではなかったため、公開請求の対象とはしなかった。

なお、8月23日ファクシミリ文書については、本件処分後に不服申立人が行った別件の公開請求の際に併せて不服申立人に交付している。

### ウ 10月4日ファクシミリ文書

10月4日ファクシミリ文書は収受していない。また、そうした文書を送付した旨の連絡等も特定の市職員からなかったため、実施機関として確認するすべはなかったものである。

## エ 12月25日持参文書

12月25日持参文書については、内容が民間事業者から特定の市長への要望書とその回答であり、公開請求があった実施機関と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録ではなかったため、公開請求の対象とはしなかった。

なお、12月25日持参文書については、本件処分後に不服申立人が行った別件の情報公開請求の際に併せて不服申立人に交付している。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件行政文書の特定について

不服申立人は、実施機関の文書の特定のあり方全般について不服を述べるとともに、本件行政文書以外に公開すべき具体的な本件非公開文書の存在を主張し、本件処分に当たって、本件非公開文書が公開されなかった点について、不服申立てをしていると考えられる。

そこで、文書の特定のあり方と、本件非公開文書が公開されなかったことの2点について、以下のとおり検討する。

#### ア 文書の特定のあり方について

(ア) 実施機関によると、不服申立人は、本件請求時に、記載内容について相談することもなく請求書に請求内容を記載の上提出したものであり、実施機関として不服申立人の請求の意図を正確に確認できる状況になかったとのことである。これに対して、不服申立人は、本件請求時に、別途入手していた類似の文書を実施機関に見せながら、平成19年の夏からの特定の市とのやりとりに係る文書をすべて提出するように口頭で伝えたと主張しており、実施機関と不服申立人の間で認識に相違があったことが認められる。

(イ) 条例 9 条には、公開請求をしようとするものは、実施機関に対して公開請求に係る行政文書の内容等を記載した請求書を提出しなければならない旨規定されているが、公開請求をしようとする者が必ずしも行政文書について詳細を把握しているわけではないため、審査会において確認したところ、本県においては、請求者が来庁した場合には、原則として、公開請求に係る行政文書（以下「請求対象文書」という。）を管理する課の職員の立会いのもとに、請求者から請求対象文書の特定に必要な事項を十分に聴き取り、請求対象文書の有無の確認及び具体的な特定を行っているとのことである。本件請求に当たっても、通例行われている運用のとおり、実施機関の職員が直接対応したが、それにもかかわらず、認識に相違が生じてしまったものである。

(ウ) この点について、実施機関が請求の意図の把握に向けて努力を行うことは当然のことであるが、不服申立人も、自らの請求の意図を正確に伝える努力を行うことが期待され、請求の意図・真意の把握については、一般に、実施機関と不服申立人の双方にその責務があると考えられる。本件において、文書の特定のあり方につき一方だけにその責めを負わせる事情も特段見受けられないことから、審査会としてその適否を判断することはできず、実施機関と不服申立人双方の認識の相違を来したことについてはやむを得なかったものと考えざるを得ない。

#### イ 本件非公開文書について

##### (ア) 8 月 17 日協議文書

- a 実施機関は、本件話合いは、本件基準の条文の解釈等を説明したものであり、日常的に問い合わせを受ける軽易な事項の照会及び回答であることから、8 月 17 日協議文書は作成していないと説明している。
- b 規則第 6 条は、「事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」

と規定しているが、実施機関に確認したところ、本件基準の条文の解釈については、日常的に問い合わせを受けている内容であり、回答した内容も、同基準に記載された内容の範囲にとどまることから、実施機関が本件話を軽易なものとして考え、行政文書を作成しない場合もあり得るものと認められる。また、他に8月17日協議文書が存在することをうかがわせるような事情は特に認められない。

c したがって、8月17日協議文書を作成しておらず存在しないとの実施機関の説明は納得できる。

(イ) 8月23日ファクシミリ文書

a 実施機関は、8月23日ファクシミリ文書については、内容が民間事業者から特定の市長への要望書であり、実施機関と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉に係る記録ではなかったため、本件請求の対象とはしなかったと説明している。

b 不服申立人は、本件請求に係る行政文書公開請求書の行政文書の内容として、「財産管理課と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録」と記載しており、不服申立人及び実施機関に確認したところ、当該記載は特段実施機関から指示等を受けて記載されたものではなく、不服申立人自らの意思に基づき記載されたものと認められる。したがって、当該文書を公開すべきであったか否かについては、基本的には、当該請求書に係る記載内容に基づき判断することが相当であると考えられる。

c 8月23日ファクシミリ文書は、特定の市が実施機関へファクシミリを送信したという事実をとらえると、広い意味では実施機関と特定の市とのやりとりに係る文書とは言えるものの、文書自体の内容は民間事業者と特定の市との間のやりとりに係る文書であり財産管理課と特定の市とのやりとりではない。実施機関に確認したところ、8月23日ファクシミリ文書を通じて、特段実施機関と特定の市との間で連絡を取ったり、打合せを行ったりするなどの「交渉」を行った事実はなく、「財産管理課と特定の市との市

道改良工事計画に伴う用地交渉の記録」とまでは判断できないと説明している。以上の実施機関の説明は、納得できる。

(ウ) 10月4日ファクシミリ文書

実施機関は、10月4日ファクシミリ文書については、特定の市職員から文書を収受しておらず、該当文書は不存在であると説明している。

この点について実施機関の説明によると、特定の市からそうした文書を送った旨の連絡も全くなかったため、実施機関が確認するすべはなかったとのことであり、他に10月4日ファクシミリ文書が存在することをうかがわせるような事情も認められないことから、当該文書は収受しておらず、存在しないとの実施機関の説明は、納得できる。

(エ) 12月25日持参文書

a 実施機関は、12月25日持参文書については、内容が民間事業者から特定の市長への要望書及びその回答であり、公開請求があった実施機関と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉に係る記録ではなかったため、本件請求の対象とはしなかったと説明している。

b 12月25日持参文書自体は、直接的に用地交渉を行った記録ではないものの、実施機関と特定の市との間の用地交渉の場において一方の当事者から提出された文書であり、その内容は、実施機関と特定の市との間で用地交渉を行った土地に関するものであることから、既に公開している平成19年12月25日の特定の市職員との打合せ記録（以下「12月25日打合せ記録」という。）に添付して報告等を行うことが通常の行政文書事務と考えられる。

請求対象文書を請求書記載の「財産管理課と特定の市との市道改良工事計画に伴う用地交渉の記録」との文言に基づき判断したとしても、12月25日持参文書は、「用地交渉の記録」である12月25日打合せ記録と一体の添付書類として公開すべきである。

(3) その他



当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、不服申立人の主張のうち、実施機関が隠蔽の意図を有していたとする点については、意見を述べる立場にない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 3 月 27 日	○ 諮問受理
4 月 9 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
5 月 12 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 13 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
5 月 28 日 (第 73 回部会)	○ 審議
6 月 24 日 (第 74 回部会)	○ 審議
7 月 10 日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 22 日 (第 75 回部会)	○ 審議
8 月 18 日 (第 76 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成20年9月10日現在) (五十音順)